

平成 25 年 5 月 1 日

講座・部門（科）責任者 各位
診療科医局長 各位

地域医療学センター長 梶井英治
地域医療推進課長 久保田知之

短期代診業務について（お知らせ）

学内医師による短期代診業務は、本学建学の精神に基づいた卒業生支援・地域医療支援業務と位置付けられており、学内の関係講座・部門の先生方のご協力をいただきながら、より一層充実させてまいりたいと考えております。昨年度は、「依頼情報受信希望者の登録」と「HP 上での依頼情報の公開」の 2 つの新たなシステムを構築し、全学でより広く代診医を募集し、依頼診療機関に対し迅速かつ柔軟な対応ができるよう努めております。

短期代診業務とは、へき地・離島等の診療施設に勤務する医師が、「学会・研修会等への参加、病気による休暇の取得、冠婚葬祭等による休暇の取得、繁忙期等の診療応援、その他医師派遣審査会が必要と認めるとき」の事由により、一時的に不在となる場合等に、当該医師に代わって、又は診療応援として本学医師（ジュニアレジデント及び後期研修生を除く）が診療に従事するものです（原則 2 週間以内）。当該診療施設に勤務する卒業生が学内の教員や卒業生等と直接調整して短期代診業務を行う場合なども該当します。

短期代診業務は、依頼医療機関と大学の間で協定を交わす正式な出張業務であり、代診医の身分や移動時・診療上の安全を保障する制度です。各診療科や講座へ直接代診依頼があった場合には、地域医療推進課にご連絡下さい。先方との調整や手続きは地域医療推進課で行い、大学の短期代診業務として代診医は保護されます。

以上、当該業務にご協力をいただける際には、地域医療推進課 地域医療係（内線 3348、3349）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。